

【改正FIT法】 ご対応の手引き

2017年9月30日までに必ずお手続きが必要です。

必ず本書をお読みの上、ご対応くださいませ。

※お手続きをしませんと、太陽光発電の売電が不可能となります。ご注意ください。

必ず実行して頂きたいこと

- ◆会津太陽光発電のお客様(2012年末～2017年3月末)
みなさまが**9月末までに書類の提出が必要**です！

屋根も野立てもkW数も関係なく、太陽光発電設備を持つすべての方が対象です。

- ◆野立て設備は**柵塀**を設置。
- ◆野立て**20kW以上なら標識**を設置。
どちらも2018年3月末まで。

大切なお手続きです。ご不明な点はお気軽にお問合せください。

会津太陽光発電株式会社

TEL: 0242-36-7717 (平日9時～18時)

Mail: info@aizupv.jp

そもそも「改正FIT法」とは？ 何かしなくてはいけないの？

「改正FIT法」とは

再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を固定価格で買い取る仕組み＝「固定価格買取制度 (FIT)」が導入されてから5年。この度FIT法が改正され、今年4月1日から施行が始まりました。

改正FIT法では太陽光発電設備を持つ人はすべて「発電事業者」とみなされ、「“発電事業”として責任をもって発電設備を管理運営すること」が求められるようになりました。



改正前に太陽光発電をつけても
手続きは必要なの？



お客様

はい。全ての方でお手続きが必要です。

「みなし認定」とは

2017年3月までの旧FIT法で認定を受けた設備のことを「**みなし認定**」と呼びます。

「ひとまず新しいFIT法で認定を受けたとみなす」ということ。

「みなし認定」はその名の通りあくまで「みなし」。

正式な認定を得るためには

「事業計画書の提出」が必要です。

2012～
2017年3月設置



うちは「みなし認定」
なのね！

ポイント！

■従来のFIT法で認定を受けた設備は「みなし認定」と呼ばれます。

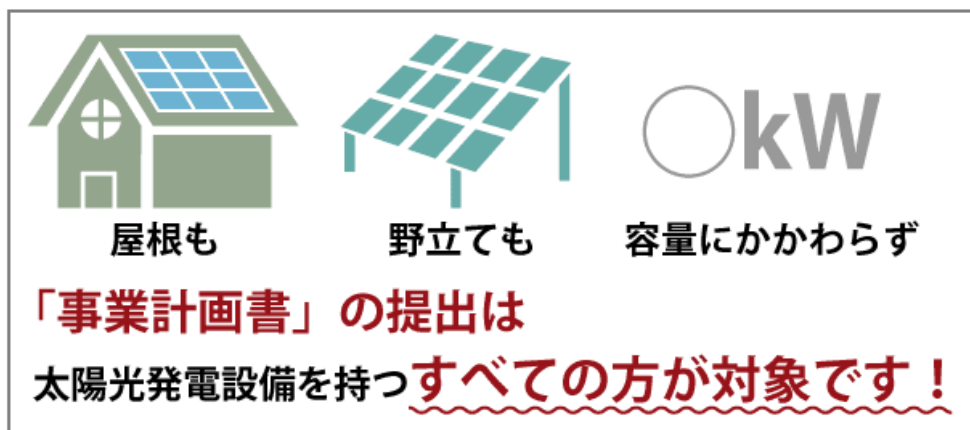
会津太陽光発電からのこのお知らせを受け取ったすべての方が対象です。

■**みなし認定の設備は、新制度への移行手続き
＝事業計画書の提出をしなくてはなりません。**

◆対象

「みなし認定」の方は例外なく事業計画書の提出義務があります。

野立ての発電所のみならず、ご自宅の屋根に10kW未満の太陽光発電を設置している方も必須です。



◆提出期限

2017年9月30日

確認完了には1~2ヶ月を要します。

また提出書類に間違いがあった場合は再提出となるため、**余裕を持って6月末までには提出されることをお勧めします。**

◆もし「事業計画書」を提出しなかったらどうなるの？

「事業計画の提出がない場合は(中略)認定が取り消される可能性があります、**認定が自動的に失効することはありません。**聴聞という弁明の機会を経た上で、それでもなお提出されなかった場合に認定を取り消すこととなります。」(エネルギー庁サイトより。)

認定取り消し＝固定価格での売電ができなくなるとお考えください。

ポイント!

■この書類を受け取った方は**必ず事業計画書の提出が必要です。**

■**提出期限は今年の9月30日です**

■提出しない場合、設備の認定取り消し＝固定価格での売電ができなくなる恐れがあります。

「会津太陽光発電のお客様」の「事業計画の提出」方法は次の3つ！

基本

会津太陽光発電に委託

- ・設備が設置されている
屋根や土地の面積
 - ・お客様のメールアドレス
- 以上を会津太陽光発電へ
FAX やメールで送付

弊社へ申請代行事務手数料を
お振込みください

1～2カ月後に通知が届き

完了！

お客様ご自身でできる方法もあります

紙申請

- ①弊社のホームページから
「事業計画書」を取得し記入
 - ②「代行提出依頼書」に記入
 - ③「印鑑証明書」を用意
- 手続き代行センターへ
まとめて送付。

1～2カ月後に通知が届き

完了！

電子申請

「再生可能エネルギー
電子申請」のページから
新規に「登録者 ID」を
取得

お客様の「設備 ID」と
新規「登録者 ID」を紐付け

紐付けが完了したら
Web で事業計画を申請

完了！

申請代行事務手数料

1万円(税別)/1件、

2件目以降5,000円(税別)/1件

(弁護士や行政書士の方に依頼される
場合、3万～5万円が相場のように)

メールアドレスをお持ちでない
方はこの方式で申請
ください。

■複数の発電所をお持ちの
方、今後発電所をご自分で管
理されたい方におすすめです。

■速やかに完了しますが、今
後弊社ではお客様の設備に
関してのお手続きができなく
なります。ご了承ください。

ポイント！

■弊社委託は簡単、確実です。

■ご自身で提出される場合、申請内容に不備や誤りがあった場合、
修正には時間がかかりますのでご注意ください。

ご不安な場合は弊社へご依頼ください。

提出方法① 会津太陽光発電に委託

手順 1

同封の「申請委託用情報シート」を会津太陽光発電へ
FAX/メール/郵送で送付ください(お電話も可)

項目 ○お客様のメールアドレス ※ご家族様のアドレスも可

○【10kW以上の設備の場合】
太陽光発電設備がある屋根や土地全体の面積(m²)

メールアドレスがない・面積が判らないという場合でもご対応可能です

送
付
先

FAX: 0242-36-7718

Mail: info@aizupv.jp

郵送: 〒965-0005
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原328
会津太陽光発電株式会社

TEL: 0242-36-7717

弊社から委託受付のご連絡を差し上げます。
申請手続きを行います。

1~2ヶ月

弊社とおお客様のメールアドレスへ
資源エネルギー庁からの完了報告が届きます

手順 2

「申請の完了証明書」と共にお客様へ申請代行手数料のご請求書をお送りいたします。

1万円(税別)/1件 2件目以降は5,000円(税別)/1件です

恐れ入りますが振込手数料はご負担頂けますようお願いいたします。

弊社への委託は6月30日までにご連絡をお願いいたします

提出方法② お客様ご自身で紙申請

手順 1

以下をまとめてご郵送ください

①「事業計画書」

②「代行提出依頼書」

弊社のホームページからダウンロードください。

<http://aizupv.jp/>
(「会津太陽光発電」で検索)

判りやすい記入例とともに掲載しており簡単に作成頂けます。

③「印鑑証明書」 取得から3ヶ月以内のものをご利用ください

送付先

※書類は以下の住所で、郵送でのみ受け付けております。

〒273-0011

千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階

「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」



事業計画書(2枚)



代行提出依頼書

印鑑登録証明書



※発行日から3ヶ月以内の原本に限る。

複数の設備をお持ちのお客様は、発電所ごとに事業計画書を作成し、全てまとめて送付が可能です。

「代行提出依頼書」と「印鑑証明書」は**各1部ずつ**で構いません。

例) 発電所が3カ所ある場合…

事業計画書・3部、代行提出依頼書・1部、印鑑証明書・1部 →まとめて送付

提出方法③ お客様ご自身で電子申請

お客様ご自身による電子申請の流れ

1. 新しい「登録者ID」を取得
2. お客様の設備の「設備ID」に、1で作った「登録者ID」を紐付ける
3. 電子申請を行う

ご注意

「登録者ID」をお客様ご自身で新しく取得し、会津太陽光発電のIDからお客様のIDへ移す手続きをします。

これを行うと、今後弊社ではお客様の設備に関してのお手続きができなくなります。ご了承ください。

手順1

新しい「登録者ID」を取得

「再生可能エネルギー電子申請」のページから
新規登録し、新しく「登録者ID」を作成します。

<https://www.fit-portal.go.jp/>

「再エネ 電子申請」で検索も可



手順2

お客様の設備の「設備ID」に、1で作った「登録者ID」を紐付ける

- ① 電子申請システムに設置者ID(年報報告で使用しているID)でログインします。



ログイン

ログイン後、このような画面になります



「みなし認定設備一覧」をクリック。

次ページへ続きます

提出方法③ お客様ご自身で電子申請

②設備情報を表示

「検索」ボタンをクリックしますとお客様がお持ちの設備の情報が表示されます。



右端の「参照」ボタンをクリックしてください。

みなし認定設備一覧

検索

参照

←条件の指定は不要です

設備情報が表示されます

③登録者変更

ページの一番下に表示される「登録者変更」をクリック。

(左の「みなし認定移行手続き」のボタンをクリックするとエラーになります)

手順1で作った新しい登録者IDを入力します。これで紐付けが完了です。

手順3 電子申請を行う

手順2を参考に、設備の情報を表示させます。「みなし認定移行手続き」のボタンをクリックし、申請を行います。
※申請内容の入力方法は弊社のホームページをご参照ください。

メンテナンスについて(全てのお客様へ)

◆メンテナンスがより重要に

太陽光発電所の運用(オペレーション)と保守(メンテナンス)のことを合わせてオペレーション & メンテナンス、略してO&Mと呼びます。

改正FIT法では「適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること」という認定基準が加わり、これまで以上に保守点検が重要となりました。

みなし認定の事業計画申請でも「発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること」という項目にチェックを入れることが求められます。

事業 内容	買取価格(注2)	円/kWh(税抜き)	<input type="checkbox"/> 未定
	運転開始状況	<input type="checkbox"/> 運転開始済み	
	再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
	事業計画認定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)		<input type="checkbox"/>
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		<input type="checkbox"/>	

(10kW未満の設備用の書式)

弊社では従来よりすべてのお客様に「3・9年目無償点検」をお約束しておりますが、改正FIT法では余剰と全量とで求められるメンテナンスの頻度が異なります。

また、すでに3年目の無料点検を実施されているお客様も多く、お客様ごとの状況も異なるため、メンテナンスについては1~2ヶ月後を目処に改めて個別にご連絡を差し上げます。

弊社では安全を第一に考えながら、お客様に必要最低限の費用負担でO&Mを実施頂けますよう、現在内容を検討しております。

弊社が責任をもってメンテナンスを実施いたしますので、どうぞご安心頂き、事業計画申請のお手続きをして頂けますようお願い申し上げます。